

選定基準

建設局H T Tゼロエミッション優良取組工事公表要綱実施細目第2に基づき、選定基準を定める。

I. 選定基準

1. 次の(1)の工事で、(2)に該当するもの。

(1) 同年度において建設局優良工事等公表(局長表彰)に選定されたもの。

(2) 低炭素化の取組とH T Tに関する取組を併せて3件実施した上で、合計二酸化炭素削減量500kg-CO₂以上を達成したものの。

2. 次の場合は、選定対象外とする。

(1) 当該事業者^{※2}が、社会的に影響のある不祥事を起こし、公表対象年度及び公表日までに明らかと(新聞報道等)された場合。

(2) 当該事業者^{※2}が、事故又は成績不良に起因する指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。(公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。)

(3) 当該事業者^{※2}が、事故以外の事由を起因とする指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。(公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。)

(4) 当該工事において、重大事故^{※3}を起こした場合。

(5) 当該工事の工事成績評定において、法令違反等による減点がある場合。

※2 当該事業者とは、JV(建設共同企業体)の場合においては、全ての構成会社を指す。

※3 建設局工事安全対策員会で定める「重大事故」を指す。

重大事故：社会的に影響のある事故又は著しく安全管理を怠ったことによる事故

II. 公表

1. 各所管部から局長への推薦について

各所管部から局長への推薦は、局長表彰から選定する。

2. 表彰件数について

本表彰は局長表彰とは別に表彰するものとし、他選定基準の表彰件数には、本件数を含めないこととする。

III. 記載項目

賞状等への記載項目は下記項目とする。

1 工事件名

2 受注者名

3 現場代理人名

4 主任技術者等^{※4}名

※4 主任技術者等とは主任技術者又は監理技術者